農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和８年８月１８日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は、以下のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、伊勢崎市の住民でないもの（法人を含む。）から提出された意見及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係ると認められないものについては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項で準用する同法第１１条第２項の規定により効力を有しないため、省略した。

意見の要旨	左記の処理結果
（別記様式第３号の１「農用地区域変更明細表（除外関係）」番号９５～１１１について） ・農用地区域ではなく市街化区域等の土地で代替すべきである。 ・公表されている地域計画の達成に明らかに支障を及ぼす。 ・高性能農業機械による農作業の効率化に支障を及ぼす懸念がある。 ・当地域の農業用水路は地権者等が自主的に草刈り等の管理を行ってきたものである。本件除外により、他の農地へ供給すべき農業用水に悪影響を及ぼす。	・検討の結果、必要面積を確保できる代替可能な一団の土地は他に代え難く、代替地なしと判断されたものである。 ・農業者その他の関係者との協議及び意見聴取を行った結果、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されたものである。 ・集団農地の縁辺部に位置しており、集団的農用地を分断・細分化する配置ではないことから、農作業の効率化への支障はないと判断されたものである。 ・土地改良区を含む関係者との協議及び意見聴取を行った結果、意見なしと回答を頂いている。また、土地改良施設の機能に支障がないよう措置を講ずる計画となっており、支障はないと判断されたものである。